

生活保護のしおり



しごとがみ
仕事が見
つからな
い



いえ
家が
ない

いえ
家はある
けどお金
がない



びょうき はたら
病気で働
けない

せいかつ こま かん そうだん
生活にお困りの方はいつでもご相談ください

そうだん ないよう こじん ひみつ かん まも
ご相談された内容・個人の秘密は固く守られます

あやせしふくしじむしょ
綾瀬市福祉事務所

あやせしやくしょ せいかつしえんか ほごたんとう
(綾瀬市役所 生活支援課 保護担当)

だいひょうでんわ
☎ 代表電話 0467-77-1111
ないせん
(内線2104・2105・2108・2109)

ちよくつうでんわ
☎ 直通電話 0467-70-5614

せいかつ ほ ご しんせい 生活保護の申請は こくみん けんり 国民の権利です

せいかつ ほ ご しんせい ごかい 【生活保護の申請について、よくある誤解】

- ふようぎむしゃ ふよう ほ ご ゆうせん たと どうきょ しんぞく そうだん
・ 扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談して
からでないと申請できない、ということはありません。
- す ところ ない ひと しんせい しせつ はい どうい
・ 住むところがない人でも申請できます。また、施設に入ること同意することが
しんせい じょうけん
申請の条件ということはありません。
- も いえ ひと しんせい りよう しさん かつよう ほ ご ようけん
・ 持ち家がある人でも申請できます。利用する資産を活用することは保護の要件で
すが、居住用の持ち家については、保有が認められる場合があります。
- ひつよう しょうい そろ しんせい で き ふくしじむしょ そうだん
・ 必要な書類が揃っていなくても申請は出来ます。福祉事務所へご相談ください。

せいかつ ほ ご せいかつ こま さい
生活保護とは、生活に困ってしまった際の
さいご
最後のセーフティネットです。

せいかつ ほ ご ほ う さだ いったい ようけん
生活保護法に定める一定の要件のもとに、

ほ ご う
どなたでも保護を受けることができます。

けんぽうだい じょう もと
憲法第25条に基づき、

くに けんこう ぶんかてき さいていげん ど せいかつ ほしょう
国が健康で文化的な最低限度の生活を保障し、

じりつ たす もくてき
自立を助けることを目的としています。

もく じ 目 次

1. せいかつ ほ ご せいど りよう 生活保護制度を利用するには	2
2. しきゅう ほ ご ひ しゅるい 支給される保護費と種類	5
3. せいどりようちゅう まも 制度利用中に守らなければならないこと	7
4. とど で こんなときは届け出を	10
5. びょういん かた 病院のかかり方	11
6. ほ ご ひ へんかん 保護費の返還について	13
7. せいどりようちゅうとく ちゅうい 制度利用中特に注意すべきこと	14
8. ほ ご ひ しきゅう ひ 保護費の支給日について	15
9. せいどりようちゅう てつづ 制度利用中の手続きについて	15
10. せいかつ ほ ご 生活保護にかかわるQ & A	17

1 生活保護制度を利用するには

病気・離職・離婚・失業など、さまざまな理由で、生活が成り立たなくなってしまうことがあります。

そんな時には福祉事務所にご相談ください。生活保護制度の利用だけでなく、その方々の問題解消のため、協力いたします。



生活保護制度利用までの流れ

① 相談

お住まいの地域の福祉事務所の窓口にご相談し、生活保護制度の説明等を受けます。

詳しくは
3ページ
へ→

② 申請

生活保護の申請意思のある方は「生活保護申請書」などの申請書類を提出します。

詳しくは
3ページ
へ→

③ 調査・審査

受給可能かどうか審査するため、担当者により生活状況の調査や資産状況の調査などを行います。

詳しくは
3・4
ページへ→

④ 利用・開始

利用が決定したら、保護費の支給と担当ケースワーカーによる自立に向けた支援が開始されます。

詳しくは
4ページ
へ→

① そうだん 相談

せいかつ こま 生活にお困りになったら・・・

せいかつ こま 生活に困っている、生活保護を利用したいと思っ
たら、福祉事務所に相談しましょう。お困りの内容
(せいかつじょうきょう しさんじょうきょう しんぞく こうりゅう
生活状況・資産状況・ご親族との交流
じょうきょう 状況など)をご相談ください。
そうだん なか 相談の中で、せいかつ ほ こ せいで た かつようかのう
生活保護の制度やその他活用可能な
せいで あんない おこな 制度のご案内も行うことができます。



② しんせい 申請

い し しんせいかのう 意思があればどなたでも申請可能



せいかつ ほ こ りよう ほんにん い し しんせい 生活保護の利用には、本人の意思で申請すること
が必要で、福祉事務所へ「ほごかいししんせいしよ 保護開始申請書」やそ
の他資産状況(た しさんじょうきょう)を確認(かくにん)できる書類(しよるい)などを提出(ていしゅつ)して
いただきます。

なん じじょう ほんにん しんせい しんぞく 何らかの事情で本人が申請できないときは、親族
などが代理(だいに)で申請(しんせい)することもできます。

※ あき きゅうはく じょうきょう 明らかに急迫した状況にあるときは、福祉事務所が職権(しよくけん)（職員
はんだん はんだん せいかつ ほ こ りよう かいし ばあい の判断）で生活保護の利用を開始する場合もあります。

※ ぼうりょくだんいん ほ ご ようけん み 暴力団員は保護の要件を満たさないため、せいかつ ほ こ りよう 生活保護は利用できません。

③ ちょうさ しんさ 調査・審査

ちょうさないよう せいで 調査内容と制度について

しんせい お 申請が終わると、福祉事務所が必要な調査(ちょうさ)を行い、生活保護(せいかつ ほ こ りよう)の利用が
かのう 可能かどうか審査(しんさ)を行います(原則(げんそく) 14日以内に決定(けつてい)・特別な事情(とくべつ じじょう)で
ちょうさ じかん よう ばあい にちいない しよめん つうち 調査に時間を要する場合は30日以内に書面で通知します。))。

せいかつ ほ ご う さだ いってい ようけん 生活保護法に定める一定の要件のもとに、どなたでも受けることができ
ますが、次ページのように資産(しさん)・能力(のうりょく)・その他の制度(た せいで りよう)など、利用できる
ものはすべて活用(かつよう)することになっています。

1 資産の活用

保有している資産（預貯金・有価証券・生命保険・貴金属・土地・家屋・自動車など）は、活用したり処分したりして、生活費にあててください。

※事情により保有が認められる場合がありますので、担当者へ相談してください。⇒詳しくは18ページへ



2 能力の活用



働ける人は、自分の能力に応じて働く必要があります。求職活動を積極的に行い、病気等で働けない方は療養に専念し、自立に向けた努力をしてください。

3 ほかの制度の活用

年金や手当、医療費助成、社会保障制度など、他の法律や制度で受けられる援助がある場合は、それらを優先して受けてください。

4 扶養義務者からの援助(要件ではありません)

生活保護の申請があった場合は扶養義務者がいるかどうかを確認します。いる場合は、援助の可能性

を聞取りします。聞取りの中で、DV（ドメスティック・バイオレンス）

虐待、高齢者、10年以上音信不通など扶養の可能性がない場合は、親族

への照会を行いません。また、援助が期待できる場合は照会を行います。援助があったとしても生活保護が終わるわけではありません。



④ 利用開始

自立へ向けて

調査・審査が終わり、生活保護制度の利用が決定すると、保護費の支給が始まります。保護費の支給は毎月行われ、定期的に担当ケースワーカーによる訪問調査などが行われます。

また、制度利用者の方の自立へ向けた活動を後押しすることも、担当ケースワーカーの役割です。就労による経済的自立、地域社会の一員として充実した生活を送る社会生活自立、自身の健康・生活管理などを行う日常生活自立を目指します。



しきゅう

ほ ご ひ

しゅるい

2 支給される保護費と種類

しゅうにゅう きじゅん したまわ ばあい しきゅう
収入が基準を下回る場合に支給されます

さい てい せい かつ ひ
最低生活費

せいかつ じゅうたく きょういくひとうきじゅんがく かさん いちじふじょ らく
生活・住宅・教育費等基準額（加算・一時扶助を含む）

せたい しゅうにゅう
世帯の収入

そうしゅうにゅう ひつようけいひ きんろうこうじょ
総収入 - （必要経費・勤労控除）

しきゅう
支給される

せいかつ ほ ご ひ
生活保護費

お住まいの地域や世帯の状況に応じて、国が定めた生活費（生活に必要な費用の合計額）と収入額（就労収入・年金・手当・仕送りなど）をくらべて、足りない部分を生活保護費として支給します。

● 収入の認定について



はたら え しゅうにゅう ねんきん てあて しきんかつよう
働いて得た収入、年金や手当、資産活用による
収入、仕送り等については、これらの収入を得るため
に必要な経費を差し引いて収入認定額とします。また、
はたら え しゅうにゅう ひつようけいひ きんろうこうじょ
働いて得た収入については、①必要経費・②勤労控除
を差し引いたものを収入認定額とします。

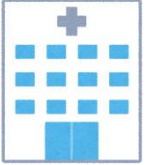
① 必要経費

しゅうろうしゅうにゅう てんひ
就労収入から天引きされている、社会保険料・所得税・労働
組合費・交通費などが必要経費です。
なお、のうぎょう じえいぎょうとう いとな ひつよう けいひ
農業・自営業等を営むために必要な経費などもあります。

② 勤労控除

きそ 基礎 控除	しゅうにゅうきんがく こうじょがく き 収入金額により控除額が決まっています。収入額が多くなれば、控除額も多くなるように決められています。詳しくはP19ページへ
しんきしゅうろう 新規就労 控除	がっこう そつぎょう かた けいぞくせい しよくぎょう ばあい にゅういん た 学校を卒業した方が継続性のある職業についた場合、入院その他 やむを得ない事情のために3年以上就労しなかった方が継続性のある 職業についた場合、6か月間に限り控除します。
20歳 未満控除	さいみまん もの さい たっ あいだこうじょ 20歳未満の者について、20歳に達するまでの間控除します。 ただし、単身者などの場合は適用されません。
その他の 控除	たくじひ こくみんねんきん じききゅうけん え ひつよう にんいほけんりょう たほう 託児費、国民年金の受給権を得るために必要な任意保険料、他法・ 他施策などによる貸付金の償還金などで、真に必要なやむを得ないもの に限り、最小限度の額を控除します。

生活する上で必要な費用に対応して支給されます

① 生活扶助  食べるもの、着るもの、電気、ガス、水道など 日常生活に必要な費用	② 住宅扶助  家賃、地代等に必要な費用
③ 教育扶助  学用品・クラブ活動・給食費など、義務教育を受けるのに必要な費用	④ 医療扶助  けがや病気の治療に必要な費用 (原則病院等に直接支払います)
⑤ 介護扶助  介護を受けるために必要な費用	⑥ 出産扶助  出産に必要な費用
⑦ 生業扶助 高等学校等の就学に必要な費用や 就労に必要な技能や資格習得にかかる費用 	
⑧ 葬祭扶助 葬祭に必要な費用 (複数人世帯又は生活困窮状態にあり、葬祭を行えない場合) 	

世帯によって、次のようなものが加算または支給されます

◆主な一時扶助（支給要件があります）

被服費	布団・被服・おむつなど
入学準備金	小・中学校に入学する際 の入学準備金
家具什器費	家具・炊事用具・食器・ エアコンなどの冷暖房器具
通院交通費	通院時の交通費⇒詳しくは11ページへ
期末一時扶助費	越年するための一時金
転居の費用	敷金・運搬費など
契約更新料	賃貸住宅の契約更新料など
就労自立給付金	就労により生活保護廃止となった場合の給付
進学・就職準備給付金	世帯員の子どもが大学等へ進学する 場合及び就職する場合の給付
学習支援費	小・中・高校のクラブ活動費など

◆主な加算

冬期加算	毎年11月～3月
母子加算	母子・父子世帯など
障害者加算	重度の身体障害者など
児童養育加算	児童を養育している者



障がい者手帳

3 制度利用中に守らなければならないこと

《 生活保護制度 を 利用 する 人 の 権利 》

生活保護制度を利用する方には、次のような権利が保障されています

- 条件を満たせば、誰でも平等に保護を受けることができます。
- 正当な理由なく、すでに決定された保護は、不利益に変更されることはありません。
- 保護金品に対して税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- 福祉事務所長が決定した保護の内容について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算した3か月以内に県知事に対して所定の手続きにより審査請求をすることができます。



《 生活保護制度 を 利用 する 人 の 義務 》

生活保護制度を利用する方には、守らなければならない義務もあります

自分の生活をよりよくするための努力をすること

働くことのできる方は働いて収入を得る努力を、病気等で働けない方は療養に専念し、自立に向けた努力をしてください。生活保護制度利用中は、自分の健康保持・増進に努め、計画的に家計をやりくりし、健康でより良い生活状態を作りあげるよう努めましょう。

仕事については、就労支援員などによる就職活動支援・就労準備支援などを行っています。制度利用者の方の早期自立へ向けた支援を行っていますので、希望される方は担当者に相談してください。



生活保護費は目的通りに使用すること

家賃、給食費や教材費、介護保険料などは、それぞれの支払いに充てることを目的として支給していますので、ほかの用途に充てることは認められません。

給食費・介護保険料は原則代理納付です。また、家賃に未納等がある場合は、原則として代理納付を行います。※代理納付…保護世帯に代わって福祉事務所が納付すること





収入の申告義務を守ること

生活保護費以外の収入を得たとき、あるいは何も収入を得ていなくても、「収入（無収入）申告書」を福祉事務所に提出してください。

なお、収入を証明する資料を添付してください。

■ 就労が可能と判断される方、求職活動を行っている方は収入の有無に関わらず原則毎月提出です。

■ 収入がない場合にも、少なくとも1年に1回は申告書を提出してください。

※申告が必要な例はP. 10を参考にしてください。



高校生のアルバイト収入について

高校生がアルバイトをして得た収入も必ず申告してください。20歳未満の方には「20歳未満控除」や「基礎控除」等が適用されます。また、事前に承認が得られた場合においては、私立高校における授業料の不足分、修学旅行費、クラブ活動費、学習塾費、進学に伴う費用(大学等の受験料・入学金・前期授業料等)などにあてられる費用は収入認定額より除外することもできます。詳しくは、担当者にお尋ねください。

ただし、収入申告をせず、後からその収入が判明した場合には、原則その分の保護費を全額返していただくこととなりますのでご注意ください。

確認書の提出について

(生活保護法第61条に基づく収入の申告について)

世帯主だけでなく、働ける年齢の方(高校生含む)から「全ての収入は申告が必要なこと」などについて、説明を受け内容を十分理解し署名した確認書を提出していただきます。

課税調査等による収入額の調査を行います

福祉事務所では、収入状況を確認するため、生活保護法第29条の規定に基づき、毎年課税状況の調査を行います。

また、必要に応じて、関係先(就労先、年金事務所等)へ調査を行います。

重要

事実を偽ったり隠したりして収入の申告が適正に行われていないことが明らかになった場合には、不正に受けた保護費を返していただきます。

また、悪質と判断した場合は詐欺罪等で告訴する場合があります。

福祉事務所の指導・指示に従うこと

福祉事務所では、生活保護の実施に必要なときは、口頭又は文書で必要最低限の指導・指示を行います。生活保護制度利用中の方はこれに従う義務があります。



(1) 就労についての指導・指示

- 健康状態などからみて、働くことができるにもかかわらず、正当な理由もなく働かないでいるとき。
- 働いていても、収入増加を図るための十分な努力（転職も含む）をしていないとき。

(2) 療養上の指導・指示

- 病気を治す必要があるにもかかわらず、治療に熱心でないとき。
- 主治医や福祉事務所の医師の意見にもとづき、入院・退院・転院が必要なのに正当な理由なく従わないとき。
- 健康状態などを確認するための検診命令に従わないとき。

(3) その他の指導・指示

- 売却などにより利用する必要のある資産などを処分しないとき。
- 利用が可能な生活保護法以外の制度や施策を利用しないとき。
- 福祉事務所への届け出の義務を守らないとき。
- その他保護の目的達成に必要な指導に従わないとき。

自動車・オートバイ（125cc超）の所有（借用を含む）・運転は特定の場合にのみ認められます。

遊興等単なる利便のための自動車や総排気量125ccを超えるオートバイの使用は、所有及び借用を問わず原則として認められません。

なお、勤務先で運転する必要がある場合や、障がいのある方などが通院・通勤などで必要となる場合は保有が認められる場合がありますので、担当者に相談してください。⇒詳しくは18ページへ



保護費の返還を求められた場合速やかに返還すること

支給された保護費の範囲内（医療費や介護費など直接病院などに支払うものも含む）で、得た収入の全部又は一部を福祉事務所へ返還していただく場合があります。

P. 13に詳細の記載がありますので、どのような場合に返還を求められるのかご確認いただき、返還を求められた場合は必ず返還してください。

4 こんなときは届け出を

世帯全員 についての届け出が必要です

生活保護は世帯単位で受けます。そのため、世帯全員について、生活状況に変化があったときは、すみやかに届け出る必要があります。支給する保護費の金額決定にかかわる重要なことなので、遅れないように・忘れないように注意してください。

収入や資産に変化があったとき

例

「収入申告書」の提出を依頼する場合があります

- 毎月の給与を受け取ったとき
 - 賞与、日払いの給料、退職金など臨時的就労収入を受け取ったとき
 - 世帯員の20歳未満の者によるアルバイト収入があったとき
 - 年金などの公的手当の支給があったとき
 - 生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
 - 交通事故などで相手から慰謝料や賠償金を受け取ったとき
 - 車や不動産など資産の売却益があったとき
 - 銀行口座の開設を新たに行ったとき
 - 相続により資産を得たとき
 - 親族などから養育費、仕送りなどの援助があったとき
 - やむを得ず、借金をしてしまった場合（借入金も収入となります）
- あらゆる収入について申告が必要です。必ず申告してください。



世帯の状況に変化があったとき

例

「保護変更申請書」の提出を依頼する場合があります

- 世帯員に変化があったとき
(出生、死亡、転入転出、入退学、休学、卒業、入退院、事故、結婚など)
- 就職や離職をしたとき
- 健康保険の資格を取得、喪失したとき
- 帰省、海外への渡航などで家を長期間留守にするとき
- 保有容認済の生命保険などの加入、解約、名義変更したとき
- 家賃、地代が変更されるとき

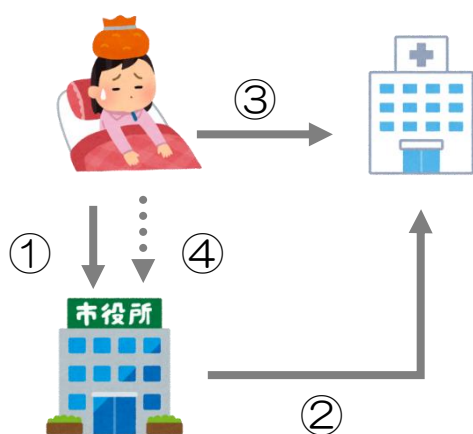
その他、生活状況に大きな変化があったときは必ず事前に担当者に相談してください。



5 病院のかかり方

じゅしんまえ じゅしん かなら 必ず とど け 出 を
受診前 に 必 ず 届 け 出 を

びょういん なが 病院にかかるときの流れ



- ① じゅしんまえ し やくしよ れんらく 受診前に市役所へ連絡する
- ② し やくしよ びょういん つういん れんらく 市役所が病院へ通院の連絡をする
- ③ じゅしん 受診する
- ④ くすり ばあい 薬をもらった場合は、
やっきょく めいしやう し やくしよ ほうこく 薬局の名称などを市役所へ報告する

※ その他の注意すべきポイント

- せいかつほごほう してい 生活保護法で指定されている、できるだけ近隣の病院・診療所（指定医療機関）で受診してください。
- げんそくどういつびょうめい しょうじょう びょういん じゅしん 原則同一病名で2カ所以上の病院を受診することはできません。
- やかん きゅうじつ きゅうびょう じゅしん 夜間や休日に急病で受診するときは、「生活保護受給票兼休日夜間受診票」を医療機関の窓口で提示し、受診してください。なお、後日必ず担当者に連絡してください。
- いし 医師からメガネやコルセットなどが必要と言われたときは、費用について支給できる場合がありますので、たんとうしゃ ちやうだん 担当者に相談してください。
- つういん じ こうつうひ ちりやう ひつやう さいしやうげんと にっすう かぎ びょうき じやうたい おう 通院時に交通費がかかるときは、治療に必要な最小限度の日数に限り、病気の状態に応じて経済的かつ合理的な経路（公共交通機関等の手段）により交通費が支給される場合があります。また、主治医から必要性が確認できればタクシー費用を支給できる場合があります。詳しくは、たんとうしゃ たす 担当者にお尋ねください。
- せいかつほご せいせいど りやう あいだ こくみんけんこうほけん かにやう しやうしよく 生活保護制度を利用している間は、国民健康保険には加入できませんが、就職などにより会社の健康保険に加入出来る場合は、健康保険を利用して頂きます。新たに会社の健康保険に入ったり、健康保険の資格を失ったりしたときは、必ず担当者に報告してください。
- にやういん たいいん ちゆう つういん ちゆうし かなら たんとうしゃ ほうこく 入院・退院、治療により通院を中止したときは、必ず担当者に報告してください。
- びょういん じゅしん さい いりやうけん こうふ う ひつやう ふくしじむしよ たいちやう わる と 病院を受診する際に医療券の交付を受ける必要がありますが、福祉事務所まで体調が悪く取りに行くことができない、定期的に受診している病院である場合など、福祉事務所が直接病院へ医療券を送付します。

ジェネリック医薬品の使用が原則です

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用普及については、生活保護制度を利用している人に限らず、国全体で取り組んでいます。生活保護においても、その取り組みの一環として、平成30年10月より、医師または歯科医師が医学的知見に基づき使用を認めている場合に限り、後発医薬品を原則として使用していただくこととなりました。

後発医薬品を使用できない特別の理由がある方は、福祉事務所や医師または薬剤師にご相談ください。後発医薬品の利用にご理解とご協力をお願いします。



ジェネリックで
お願いします



健康診断を受診しましょう

制度利用中で40歳以上の方は健康診断（綾瀬市健康診査）が無料で受けられます。自身の健康状態を知る良い機会ですので、積極的に受診するようにしましょう。

詳細は担当者に確認するか、綾瀬市保健福祉プラザ 医療健康課 健康増進

担当 ☎ 0467-55-8161

までお問合せください。

健康管理支援について

制度利用中の方の健康維持及び増進を目的として、各家庭を訪問する際に保健師と同行する、健康管理支援事業を行っています。生活上の健康に関する相談や通院・服薬に関する不安など相談することが出来ます。詳しくは担当者にお尋ねください。

介護サービスを利用する場合は・・・

高齢や病気などにより介護が必要となったときは、介護保険制度の介護サービスを利用できます。

通常は介護サービスを利用した費用の1割が自己負担となりますが、介護扶助による給付により不要になります。介護サービスが必要な場合は、担当者へご相談ください。



6 保護費の返還について

保護費の返還を求められる場合があります

支給する保護費は世帯員の状況や収入により変動します。届け出が遅れたことで保護費を多く支給した場合は、支給した保護費（医療費などを含む）を返還していただきます。必要に応じて、関係機関（勤務先・税務署・金融機関・保険会社など）を調査することもあります。

保護費の返還は生活保護法に規定された義務です（法第63条）。返還が求められた場合は、速やかに返還を行う必要があります。なお、返還額を決定する際に、自立を著しく阻害してしまう場合（家屋の補修・社会通念上容認されるもので福祉事務所が認めるもの・学習塾の費用等）は、返還額から控除して返還額を決定することがあります。返還を求められた場合、控除される費用については担当ケースワーカーにご相談ください。

●生活状況の変化により保護費の変動が生じた場合

生活状況に変化があった場合（収入の変動・世帯員の増減・世帯員の入院など）、支給する保護費は変動します。届け出が遅れるなどして変更処理が間に合わず、保護費を支給することになってしまうことがあります。

その場合、支給しすぎた保護費は返還していただきます。

（※翌月以降の保護費で調整する場合もあります）



●制度利用中に資産を処分した場合

年金・生命保険・不動産・手当など活用できる資産について保護受給中に売却などを行い、収入を得る場合があります。この場合、すでに支給された保護費はあとで返還していただきます。

現金化を行う際には経過の報告を行うとともに、現金化された時は必ず福祉事務所へ届出てください。



●不正に制度を利用した場合

申請時・制度利用中に事実を偽ったり、隠したりして、不正な手段で制度を利用した場合はすでに支給された保護費の全部又は一部を徴収します（法第78条）。不正受給と認定された場合、法律により懲役や罰金が科せられることがあります。



7 制度利用中特に注意すべきこと

①

福祉事務所が、保護を適用する上で必要と認め行う文書による指導・指示に正当な理由がなく従わない場合は、弁明の機会を与えたうえで、保護の変更や停止・廃止を行うことがあります。

資産状況、健康状態などを調べるための調査や検診命令に従わない場合も同様に、保護の変更や停止・廃止を行うことがあります。

②

暴力団員は、保護の要件を満たさないため保護は利用できません。

* 暴力団である期間中に生活保護制度を利用した場合は、保護を廃止するとともに支給した保護費の全額を不正受給として徴収します。

③

交通事故や飲食店などでの食中毒など、第三者の行為を原因として医療行為や介護サービスを受けた場合、相手が誰であっても、また自分の過失の大小に関わらず、福祉事務所に届出をしてください。

④

事実を偽ったり隠したりして不正に生活保護制度を利用したときは、法第78条に基づき不正に受けた保護費の全部または一部を徴収します（法律上、徴収金については、不正に受けた保護費の1.4倍を上限に徴収することが出来るとされています）。また、不正受給の方法が悪質だと判断した場合には詐欺罪などで告訴する場合があります。

* 徴収金については、福祉事務所との協議の上、「保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書」を提出していただくことで、その申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限り、徴収金を全て納付するまで保護金品などから支払いに充てることができます。

8 保護費の支給日について

- 保護費支給日：原則毎月5日（定例支給日）
 ※ 5日が、閉庁日の場合は、その前の開庁日が支給日となります。
 ※ 随時支払いを行う場合もあります。
- 持参が必要なもの：印鑑・「生活保護受給票兼休日夜間受診票」
 ※ 指定口座への口座振替も行っています。詳しくは担当者にお尋ねください。

9 制度利用中の手続きについて

- 次のものは減額、または免除されますので申請してください

◇NHK受信料 ◇固定資産税 ◇市・県民税

◇国民年金保険料 ◇粗大ゴミ処分費用 ◇墓園管理料

※ 県営水道料金（基本料金）は、次の減免制度があります。

- ・ 児童扶養手当受給世帯
- ・ 障がい者世帯（等級により対象外の場合があります）
- ・ 遺族基礎年金受給世帯
- ・ 要介護者世帯（要介護4又は要介護5の方がいる世帯）

お問い合わせは、

各担当部署又は海老名水道営業所（TEL 046-234-4111）

- 補助金をもらえる場合がありますので御確認ください

住宅防音工事で設置したエアコンなど（「冷暖房機と換気扇」をいいます）の使用により増加した電力料金の一部などを補助する制度があります。
 大家さんや不動産屋などに確認して、お問い合わせください。

お問い合わせは、

南関東防衛局まで（TEL045-211-7113・7139）

◆福祉事務所の担当ケースワーカーが定期的にあなたの家庭を訪問します。ひごろの心配ごとなど、どんなささいなことでも遠慮なく相談してください。また、地域の民生委員・児童委員もいろいろな相談にのってくれます。

◆福祉事務所の担当ケースワーカー、民生委員、児童委員は、あなたの相談ごとを他人に漏らすことを法律で禁止されていますので、安心して相談してください。



あなたの担当は、

綾瀬市役所 生活支援課

☎ 代表電話 0467-77-1111
(内線2104・2105・2108・2109)

担当員名

☎ 直通電話 0467-70-5614

担当民生員名

(☎ —)

10 生活保護にかかわるQ&A



これから綾瀬市に住みたいと思いますが、生活保護は受けられますか？



生活保護は、現在住んでいる場所（居住地）の自治体で受けることになりますので、転居する場合は実際に居住してから申請に基づき判断することになります。



家族の中で自分だけ生活保護を受けられますか？



生活保護は世帯単位で保護が必要かどうか判断することになります。実際に同居している世帯員全員の状況によって、保護の適用を決定することになりますので、同じ世帯に在るのに、一人だけ生活保護を受けることは基本的にできません。



借金があるのですが、生活保護は受けられますか？



基本的に借入金があることで生活保護が受けられないことはありませんが、支給される保護費は国が定めている最低生活費ですので、基本的にはその範囲で生活していただく必要があります。法律家などに相談し、任意整理や自己破産などで整理するようにしましょう。なお、ローン完済前の住宅を保有している場合は、保護費からのローン返済が認められていないため、原則として生活保護が適用になりません。



生活保護を受けている時に借金はできますか？



支給される保護費は国が定めている最低生活費ですので、基本的にはその範囲で生活していただく必要があります。知人や親族、ローン会社などからの借入れは収入として認定することになりますので、借入金の分を差し引いて保護費を支給することになります。また、借入金に限らず、すべての収入は福祉事務所へ申告する必要があります。なお、生活保護が廃止になった後でも保護を受けている間の収入が判明した場合は、支給した保護費を返還していただくことになります。

※故意に事実を隠ぺいした場合など悪質な場合は、詐欺罪などの犯罪となることがあります。



自動車・バイク・家屋等の保有は認められますか？



自動車・バイク・家屋等は資産となるため、売却などにより活用することが必要です。保有を認められるのは、家屋等の場合処分価値が著しく低くローン等がない場合や自動車、バイクの場合、仕事でやむを得ず必要と認められる場合や障がい者の通勤・通院などに必要と認められる場合に限られます。総排気量125cc以下のバイク・原動機付自転車については、処分価値及び用途などを確認した上で、最低生活維持のために活用されており、処分するよりも保有しているほうが生活の維持等に効果があり、自賠責保険、任意保険、維持費の捻出が可能と判断されるなど、一定の要件のもと保有が認められる場合があります。



生命保険・学資保険は加入していても良いですか？



生命保険・学資保険に解約返戻金があれば、原則的に解約返戻金を資産として活用する必要があります。ただし、解約返戻金が少額(生命保険の場合、最低生活費の3か月以下・学資保険の場合、50万円以下)の場合など一定の条件を満たす場合は、生活保護開始時に解約返戻金相当額を返還することを前提に解約しないことができます。また、生命保険の保有については、保険料額が最低生活費の1割以下、貯蓄性が高くないものなど一定の条件を満たす場合は、保有が容認されます。



生活保護が終わるのはどんなときですか？



生活保護が終わるのは主に以下の場合となります。

- ① 要否判定：最低生活費を超える収入などが見込める場合
- ② 死亡・転出：受給者の方が亡くなった場合・市外へ転出した場合
- ③ 指導指示違反：福祉事務所が行う指導・指示に正当な理由なく従わない場合
- ④ 検診命令違反：福祉事務所が行う検診命令に正当な理由なく従わない場合

その他にも様々な場合(失踪した場合、逮捕後に起訴された場合など)が考えられます。

受給中は、どのような場合に、生活保護がどうなるのか、随時担当者から制度の説明が行われます。ご不明な点は担当者に確認するとともに、認識の違いがないよう、よく話し合うよう心掛けてください。



きそこうじょ 基礎控除とはどのようなもので、どう計算されますか？



基礎控除は働くことで生活保護からの自立を目指す方へ、より就労への意欲を喚起し自立の助長を図ることを目的としています。働いて収入を得るためには、社会保険料や税金以外にも食代等もかかるため、これら必要経費を補填するため、働いて得た収入から基礎控除を差し引いた額を収入認定することになっています。

基礎控除により、支給される保護費は減りますが実際に手元に残る金額は、仕事をしていない場合よりも多くなることとなります。基礎控除額は収入額により変わります。詳しくは20ページをご確認ください。ご不明な点があれば担当のケースワーカーへお問い合わせください。

〈例〉生活扶助費75,100円①の方に50,000円の就労収入があった場合（月額）
 $50,000\text{円（収入額）} - 18,400\text{円（基礎控除額）} = 31,600\text{円（収入認定額）}$
 $75,100\text{円} - 31,600\text{円} = 43,500\text{円（生活扶助費の支給額）}$
 $43,500\text{円} + 50,000\text{円} = 93,500\text{円②（実際に手元に残る金額）}$
 $93,500\text{円②} - 75,100\text{円①} = 18,400\text{円}$

このように、手元に残る金額が18,400円多くなります。



しんがく 進学・就職準備給付金とはなんですか？いくらもらえますか？



こうとうがっこうとう そつぎょう 高等学校等を卒業し、大学や短期大学等への進学により世帯分離となる方または安定した職業等に就くことにより生活保護を必要としなくなる方等に対して、一時金を支給する制度です。

【対象】18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方等で、

しんがく こうとうがっこうとうそつぎょうご だいがく たんきだいがく せんもんがっこう 進学：高等学校等卒業後の大学、短期大学、専門学校への進学に伴い、世帯分離となるまたは進学を機に転居し、世帯と同一の住居に居住しなくなる方

しゅうしよく あんてい しょうぎょうとう つ 就職：安定した職業等に就くことにより、生活保護を必要としなくなる方

【金額】現在の自宅から通学・通勤 : 10万円

しんがく しゅうしよく げんざい せたい てんきょ ばあい 進学・就職により現在の世帯から転居する場合 : 30万円

ほか ようけんとう しょうさい たんとう その他の要件等の詳細については、担当のケースワーカーへお問い合わせください。

基礎控除額

※ 表の見方、計算の仕方、収入認定方法等ご不明なことがあれば担当ケースワーカーへご連絡ください。

収入額	1人目	2人目以降
0 ～15,000	0～15,000	0～15,000
15,001 ～15,199	15,001～15,199	15,000
15,200 ～18,999	15,200	15,000
19,000 ～22,999	15,600	15,000
23,000 ～26,999	16,000	15,000
27,000 ～30,999	16,400	15,000
31,000 ～34,999	16,800	15,000
35,000 ～38,999	17,200	15,000
39,000 ～42,999	17,600	15,000
43,000 ～46,999	18,000	15,300
47,000 ～50,999	18,400	15,640
51,000 ～54,999	18,800	15,980
55,000 ～58,999	19,200	16,320
59,000 ～62,999	19,600	16,660
63,000 ～66,999	20,000	17,000
67,000 ～70,999	20,400	17,340
71,000 ～74,999	20,800	17,680
75,000 ～78,999	21,200	18,020
79,000 ～82,999	21,600	18,360
83,000 ～86,999	22,000	18,700
87,000 ～90,999	22,400	19,040
91,000 ～94,999	22,800	19,380
95,000 ～98,999	23,200	19,720
99,000 ～102,999	23,600	20,060
103,000 ～106,999	24,000	20,400
107,000 ～110,999	24,400	20,740
111,000 ～114,999	24,800	21,080
115,000 ～118,999	25,200	21,420
119,000 ～122,999	25,600	21,760
123,000 ～126,999	26,000	22,100
127,000 ～130,999	26,400	22,440
131,000 ～134,999	26,800	22,780
135,000 ～138,999	27,200	23,120
139,000 ～142,999	27,600	23,460
143,000 ～146,999	28,000	23,800
147,000 ～150,999	28,400	24,140
151,000 ～154,999	28,800	24,480
155,000 ～158,999	29,200	24,820
159,000 ～162,999	29,600	25,160
163,000 ～166,999	30,000	25,500
167,000 ～170,999	30,400	25,840
171,000 ～174,999	30,800	26,180
175,000 ～178,999	31,200	26,520
179,000 ～182,999	31,600	26,860
183,000 ～186,999	32,000	27,200
187,000 ～190,999	32,400	27,540
191,000 ～194,999	32,800	27,880
195,000 ～198,999	33,200	28,220
199,000 ～202,999	33,600	28,560
203,000 ～206,999	34,000	28,900
207,000 ～210,999	34,400	29,240
211,000 ～214,999	34,800	29,580
215,000 ～218,999	35,200	29,920
219,000 ～222,999	35,600	30,260
223,000 ～226,999	36,000	30,600
227,000 ～230,999	36,400	30,940
231,000	収入金額が4,000円増加するごとに400円、2人目340円加算	

ねん がつ かいせい
R8年4月 改正